

尾島中学校学校部活動方針

本校では、適正な部活動の運営に向け、「太田市学校部活動方針」に基づき、以下の３点を考慮し「尾島中学校学校部活動方針」を策定し、平成 30 年 9 月 1 日より運用する。

- 休養日の設定や活動時間については、生徒の心身の健康を重視する。
- けがの未然防止やストレスによる意欲の低下に配慮し、生涯にわたり運動や文化に親しむ態度を養う。
- 働き方改革による教職員の多忙化解消を図る。

1 体制整備について

(1) 学校部活動の方針の策定等

- 「尾島中学校学校部活動方針」をホームページへの掲載、保護者会、学校通信等を利用して保護者に説明すると共に地域に発信する。
- 顧問は、保護者会にて活動方針等を説明、毎月の活動計画や試合日程等を作成・配布する。
(保護者会がない場合は、計画とともに通知する。)

(2) 指導・運営に係る体制整備等

- 生徒数や安全面を考慮した適正な数の部を設置する。
- 安全面に配慮し、日没を考慮した終了時刻を設定する。(別掲)
- 毎月の活動計画及び活動実績報告の確認、点検をする。

(3) 生徒のニーズを踏まえたスポーツ・文化芸術環境の整備

- 過度な負担とならないよう、活動内容や時間に工夫や配慮する。 令和 6 年 1 月改正

(4) 部活動の地域連携

- 地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携や民間事業者の活用等。
- 地域におけるスポーツ・文化芸術環境の整備。
- 地域のスポーツ・文化芸術活動の内容等の周知。 令和 6 年 1 月改正

(5) 学校部活動検討委員会の設置

- 学校部活動の取組や活動を評価し、改善するための組織を設置する。
- 構成は、教職員、保護者・地域代表(PTA 役員会、学校評議員会等を活用)とし、活動内容や時間、学校と保護者・地域の連携などについて、教職員、生徒、保護者等の意見を踏まえ協議する。 令和 6 年 1 月改正

2 合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について

(1) 適切な指導の実施

- 生徒の心身の健康を管理する。(スポーツ障害・外傷の予防)
- 事故を防止する。(活動場所における施設・設備の点検や安全対策)
- 体力向上や技能・技術の向上により、生涯を通じて運動や文化に親しむ態度を醸成する。
- トレーニング効果を得るために適切な休養日の設定。
- 分野の特性等を踏まえた効率的・効果的なトレーニング指導
- 休養を適切にとりつつ、短時間で効果的な指導
- 生徒との信頼関係を醸成する。
- 発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を踏まえた指導。

(2) 部活動用指導手引きの活用

- 県教育委員会や、中央競技団体又は各分野の関係団体等が作成した普及や水準向上の役割を持つ手引き活用。
- 部活動における合理的かつ効率的・効果的な指導を行う。 令和 6 年 1 月追加

(3) 体罰等の未然防止

- 指導としての暴力や暴言、懲戒としての体罰を禁止する。
- 生徒の人格の尊厳を損ねたり、否定したりするような発言や行為を禁止する。

3 適切な休養日の設定等について

(1) 適切な休養日等の設定

- スポーツ障害やバーンアウトの予防
- 生徒のバランスの取れた生活と成長の確保
- 教職員の負担軽減や長時間労働の解消

① 学期中の休養日の設定

- 週当たりの休養日の設定

※平日に1日（毎週月曜日はノー部活動デー）と土・日曜日のいずれか1日、週2日以上
の休養日を設定する。

※土・日曜日に両日とも活動できるのは、以下の①②の場合とする。ただし、2週間を目
安に代替休養日を確保する。練習や練習試合での両日の活動は行わない。

①土・日曜日の両日が大会である。

②日曜日が大会であるため、その前日に練習が必要である。

② 長期休業中の休養日の設定

- 長期休業の意義を考慮して、原則、土・日曜日は休養日とする。また、夏季休業中は、完全
閉校期間を冬季休業中は年末年始の6日程度を休養日とする。

※大会参加等により、やむを得ず土・日曜日、完全閉校期間等に活動する必要がある場合
は、代替休養日を確保する。

③ 活動時間の設定

- 平日では2時間以内、学校の休業日（学期中の土・日曜日を含む）では3時間以内とする。
ただし、準備や後片付けの時間を除くものとする。
- 土・日曜日の練習試合等で終日の活動となる場合でも、生徒の健康管理に十分配慮し、休
養時間を適切に設定し、無理のないよう活動する。

(2) 休養日及び活動時間等の設定の工夫

- 地域や学校の実態を踏まえ、休養日を設けることや、活動頻度・時間の目安を定めるなど、
工夫しながら取り組むこと。

(3) 朝練習の実施

- 年間を通して原則行わない。ただし、駅伝部はその限りではない。

(4) 定期テスト前後の部活動中止について

- 中間テスト2日前、期末テスト3日前から部活動を中止する。
- 定期テスト終了日も部活動を中止とする。

※ただし、1年生については1学期中間テストを実施しないが、他学年に合わせる。

令和6年4月追加

(5) 事務処理期間中の部活動中止について

- 事務処理期間一週目は、部活動を中止する。

令和6年11月追加

4 安全管理と事故防止

(1) 事故防止の留意点

- 県教委「部活動における重大事故防止のための安全対策ガイドライン」を活用した計画的
な活動（発達段階、体力、習得状況の把握した無理のない練習）
- 生徒の体調等の確認
- 関係の施設、設備、用具等の定期的な安全確認
- 事故が起こった場合の対応（対処の仕方、医療関係者等への連絡体制の整備）

- 複数の部活動が同じグラウンドで部活動を行う際の安全対策（安全な活動場所の確保、グラウンド使用のルールの特明確化）
- 事故発生時及び未然防止のための対応（職員研修の実施、危機管理マニュアルの見直し、A E D設置場所の検討）
- 生徒自身の安全意識の向上（保健体育等の授業で習得した内容の活用や発展）

（2）熱中症事故の防止

- 屋外の活動を行う際の適切な対応（「熱中症予防運動指数」「暑さ指数（W B G T）」「高温注意情報（気象庁発表）」等の情報を参考にする）
- 大会やコンクール日程の柔軟な対応（高温や多湿時の日程延期や見直しの検討）

（3）事故への対応

- 事故発生時に被害を最小限にとどめるための対応（適切な応急手当、医療機関への搬送、二次災害の防止）
- 緊急体制が有効に機能するための体制作り（全職員の役割分担や手順の特明確化、A E D設置場所の周知徹底）

平成元年度 1 0 月追加

5 参加する大会等の精選と移動手段について

（1）大会の精選

- 生徒の教育上の意義や、生徒や顧問の負担が過度とならないことを考慮して、参加する大会等を精選する。中体連関連大会・強化練習会以外は、管理職と相談する。

（2）移動手段

- 保護者の協力を得ての車移動に対し、交通事故傷害保険をかけるものとする。（P T A保険に全家庭が加入済です。）
- 部活動の顧問は、協力する保護者の任意保険加入状況を確認すると共に、配車計画を作成する。原則は、公共交通機関を利用するものとする。

6 感染症対策について

- ① 健康観察を徹底する。
- ② 活動前、活動後には必ず手洗いをする。
- ③ 可能な限りマスクを着用するようにする。

令和 3 年 4 月追加

7 その他

（1）完全下校時刻

4 月	5・6・7 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月
18:00	18:00（延長可）	17:45	17:30	17:00	16:45	17:00	17:00	17:15

（2）学校部活動の延長

- ① 5、6、7 月の 3 ヶ月間
- ② 中体連各種大会（新人、総体）の 3 週間前
- ③ その他の大会は 1 週間前
 - ・顧問が必要と認めた場合は、校長の許可・保護者の同意を得てから、活動時間を 4 5 分延長することができる。

令和 6 年 4 月改正

8 進路決定後の 3 年生の部活動参加について

- 各学年団の判断とする。

令和 4 年 4 月改正

9 終わりに（今後の課題）

- 生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動の実現
- 学校と地域との連携・協働による、部活動の在り方改革
- 生徒や保護者の負担に十分に配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備
- 適正な部活動の運営及び中学校における休日の部活動の段階的な地域移行の推進

令和 6 年 1 月追加